対馬博物館令和７年度秋季特別展図録・広報物製作業務　仕様書

1. 業務名

対馬博物館令和７年度秋季特別展図録・広報物製作業務

1. 業務の目的

対馬博物館（以下、博物館という。）では、特別展示室における歴史系展覧会の開催に併せて、展覧会図録およびポスター・チラシ等の広報物を製作することで、特別展を周知し博物館の利用を促進するとともに誘客促進を図る手段とする。本プロポーザルは、博物館の特別展開催事業のうち図録およびポスター・チラシ等広報物の製作業務を専門事業者へ委託することで、より効果的な施策を実施するためのものである。

1. 業務について
	1. 業務の概要

当該業務は、博物館の展覧会図録・ポスター・チラシ・パネル・タペストリーのデザイン及び印刷を行うものである。

* 1. 委託期間

契約締結日（令和７年７月中旬予定）から令和７年１０月３１日まで

* 1. 業務範囲
		1. デザイン
1. デザインの統一性

博物館の基本理念に沿った調和性のあるデザインにすること。実施に当たっては博物館の意見を踏まえ再度デザインすること。

1. ユーザビリティ、アクセシビリティ

来館誘致ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、年齢層などに関わらず、誰もが見やすく、情報を知ることができること。他の博物館・美術館等の宣伝広報物等の動向を分析し、発注者の意向を反映するとともに、より良いデザインを積極的に提案すること。

1. カラー図版

カラー図版の色彩については、博物資料本来の色をできるだけ忠実に再現すること。ページレイアウト等においても、資料に忠実な図版作成を第一に考えたデザインを行うこと。

1. 校正

原稿は３回以上校正を行うこと。本紙色校正を必ず１回以上行うこと。カラー図版の色校正については印刷製作の際と同じ条件で印刷された色校正用原稿を用いて校正を行うこと。校正に当たっては博物館の指示に従うこと。

1. 図録・広報物の種類

デザインする図録・広報物の種類については、別紙「対馬博物館令和７年度秋季特別展図録・広報物一覧」を参照すること。

1. 納期

別紙１「対馬博物館令和７年度秋季特別展図録・広報物一覧」に定める各製作物の納品日に間に合うようにデザインを行い、博物館の承認を得た上で印刷製作に進むこと。また、納品するデザインは宣伝広報のために使用することができる状態であり、デザインの成果物はAI形式及びPDF形式のデータとする。

* + 1. 印刷製作
			1. 図録・広報物の種類

印刷製作する図録・広報物の種類については、別紙「対馬博物館令和７年度秋季特別展図録・広報物一覧」を参照すること。また、印刷製作の方法や紙の種類等について、他により良い方法等があれば積極的に提案すること。

* + - 1. 広報物の納期

別紙１「対馬博物館令和７年度秋季特別展図録・広報物一覧」に定める各広報物の納品日に間に合うように、印刷製作の方法について博物館の承認を得た上で印刷製作に進むこと。

* + 1. 成果品
			- * 別紙１「対馬博物館令和７年度秋季特別展図録・広報物一覧」に定めた図録・広報物を印刷製作したもの

1式

* + - * + 報告書

2部

* + - * + 別紙１「対馬博物館令和７年度秋季特別展図録・広報物一覧」に定めた図録・広報物をデザインした最終成果を納めたデータファイル群（データ形式はAI形式とPDF形式で納品すること）を保存したCD-ROMもしくはUSBメモリー

2点

1. 納入成果物
	1. 図録・広報物のデザイン
	2. 広報物の印刷製作
2. 実施スケジュール

詳細なスケジュールについては、博物館と受託者との間で協議のうえ決定することとするが、概ね、以下の日程を想定すること。

* 1. デザインの納期

別紙１「対馬博物館令和７年度秋季特別展図録・広報物一覧」に定める各広報物の納品日に間に合うように、デザインを行い、博物館の承認を得た上で印刷製作に進むこと。また、デザインの提案から決定までに十分な協議の場を設けるようにすること。なお、納品するデザインは宣伝広報のために使用することができる状態であり、デザインの成果物はAI・PDF・JPEG形式のデータとする。

* 1. 印刷製作の納期

別紙１「対馬博物館令和７年度秋季特別展図録・広報物一覧」に定める各広報物の納品日に間に合うように、印刷製作の方法について博物館の承認を得た上で印刷製作に進むこと。

1. 留意事項
	1. 博物館は、本委託により作成した広報物の内容（デザイン、設計等を含む）を委託業者と協議の上は変更できるものとする。
	2. 本委託業務により製作した成果物の著作権法その他関係法上の一切の権利は対馬博物館に帰属する。
	3. 業務実施にあたっては、対馬博物館と十分協議しながら行うこと。
	4. 委託業務を行うにあたって、仕様書に定めのない事項又はこの業務に関して疑義が生じた場合は必ず博物館と協議の上決定すること。
	5. 本仕様書の内容に対し、より良い方法等がある場合には積極的に博物館に提案すること。
2. その他
	1. 本委託にかかる著作権は、博物館に帰属する。
	2. 受託者は，関係法規を遵守するとともに、必要な諸届及び諸手続を委託の履行に先立ち遅滞なく行わなければならない。
	3. 本委託業務の履行に当たっては、担当職員と協議を行いながら遂行すること。
	4. 受託者は、本委託業務着手の際、着手届及び業務遂行責任者届を提出すること。
	5. 受託者は本委託業務完了後、完了届を提出し、委託者の行う検査を受けること。
	6. この仕様書に定めのない事項又は委託の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。